

事務連絡
令和6年1月22日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和6年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和5年12月22日、閣議決定され、令和6年1月16日にその変更について閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和6年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 富澤

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、令和5年12月8日に「令和6年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月21日に「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月22日、令和6年度一般会計歳入歳出概算を閣議決定した。その後、令和6年1月16日、令和6年度一般会計歳入歳出概算の変更（別添資料第3）について閣議決定した。

1 令和6年度一般会計歳入歳出概算は、「令和6年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 基本的考え方

① 我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えている。

他方、賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費は依然力強さを欠いている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台半ばの低い水準で推移しているという課題もある。

② こうした中、政府は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を策定した。この対策は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るものである。

3年程度の「変革期間」を視野に入れ、我が国経済を熱量あふれる新たなステージへと移行させるためのスタートダッシュと位置付けられている。

③ 今後の経済財政運営に当たっては、まず、この対策を速やかに実行し、政策効果を国民一人一人、全国津々浦々に届け、デフレから完全脱却するとともに、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、民需主導の持続的な成長、そして、「成長と分配の好循環」の実現を目指す。

人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する中で、包摂社会の実現に取り組むとともに、国民の安全・安心の確保に万全を期し、経済社会の持続可能性を担保することを目指す。

④ 持続的で構造的な賃上げの実現を目指し、引き続き、リ・スキリングに

よる能力向上の支援など、三位一体の労働市場改革、地域の中堅・中小企業、小規模事業者を含め、賃上げに向けた環境整備を進める。中小企業等の価格転嫁の円滑化、資金繰り、経営改善・再生等の支援を行う。

供給力の強化に向けて、科学技術の振興及びイノベーションの促進、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋や宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組む。

- ⑤ 若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を推進し、少子化対策・こども政策を抜本的に強化する。

多様性が尊重され、全ての人々が力を発揮できる包摂社会の実現を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍の推進、高齢者活躍の推進、認知症施策、障害者の社会参加や地域移行の推進、就職氷河期世代への支援、孤独・孤立対策等に取り組む。

- ⑥ 令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。

- ⑦ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）に基づき、デジタル技術の活用によって、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとともに、地方活性化に向けた基盤づくりを推進し、地方創生につなげる。

アナログを前提とした行財政の仕組みを全面的に改革する「デジタル行財政改革」を起動・推進する。人口減少の下でも、従来以上に質の高い公共サービスを効率的に提供するため、利用者起点に立って、教育、交通、介護、子育て・児童福祉等の分野において、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革を推進する。

- ⑧ 質の高い公教育の再生、文化・芸術・スポーツの振興、農林水産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現、2025年大阪・関西万博に向けた着実な準備等に取り組む。

- ⑨ 防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進するとともに、中長期的か

つ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく取組が進められるよう、施策の実施状況の調査など、「実施中期計画」の策定に向けた検討を進める。

東日本大震災からの復興・創生に取り組む。ALPS処理水に関し、引き続き、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信を行う。

- ⑩ ロシアのウクライナ侵略など、国際秩序が重大な挑戦にさらされる中であって、G7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果も踏まえ、グローバル・サウスとの連携の強化を含め、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持のための外交を積極的に展開する。

国民の生命と我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、令和5年度から令和9年度までの5年間で43兆円程度の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現する。

- ⑪ 国際環境の不確実性が高まり、グローバル・サプライチェーンの再編が進展する中、高い技術力を持つ我が国として、投資の促進を通じ重要物資の供給力を高め、ショックに対してより強靱な経済社会構造を確立する。

半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成など、経済安全保障を推進するとともに、食料安全保障及びエネルギー安全保障を強化する。

- ⑫ 経済財政運営においては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。

賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していく。

政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

(2) 予算編成についての考え方

- ① 令和6年度予算は、令和5年度補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定。以下「骨太方針2023」という。）に沿って編成する。

足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、

- ・ 人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本

強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速

- ・ 防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保
 - ・ 防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応
- を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う。

② その際、骨太方針2023で示された「本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。

③ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2023を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

2 このような方針に基づいて編成された令和6年度一般会計歳入歳出概算の規模は、「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」1兆円及び「一般会計予備費」1兆円を含め、1兆5,717億円（前年度比1兆8,095億円、1.6%減）で、基礎的財政収支対象経費は8兆5,390億円（前年度比3兆5,805億円、4.0%減）となっている。

財政投融资計画の規模は1兆3,376億円（前年度比2兆9,311億円、18.0%減）となっている。

また、「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては令和6年度の国内総生産は6兆1,530億円程度、名目成長率は3.0%程度、実質成長率は1.3%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

令和6年度においては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その概要は次のとおり

である。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比し5,545億円、0.9%増の6兆7,180億円と、令和5年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

令和6年度においては、国の取組と基調を合わせた歳出改革に努めたが、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれることなどにより、1兆8,132億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来29年連続して「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。

① 令和6年度の地方財政対策においては、上記の財源不足額1兆8,132億円について、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改革に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずることとした結果、国と地方が折半して補填すべき財源不足額は生じないこととなった。

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債(財源対策債)の増発 7,600億円

イ 地方交付税の増額

(ア) 「地方交付税法」附則第4条の2第1項(配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補填)に基づく加算額154億円及び同条第3項(公共事業等臨時特例債の利子負担額等)に基づく加算額834億円(以下「既往法定分」という。)の交付税特別会計への繰入れ 988億円

(イ) 投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9,224億円のうち令和6年度に加算することとした額(以下「かい離是正分」という。)の交付税特別会計への繰入れ 2,500億円

(ウ) 交付税特別会計剰余金の活用 500億円

(エ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円

ウ	地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行	4,544億円
②	令和6年度における臨時財政対策債の発行額は、地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次のアからオまでに掲げる額の合算額の一部(4,544億円)とすることとしている。	
ア	平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額	4兆55億円
イ	かい離是正分に相当する額	△2,500億円
ウ	交付税特別会計借入金の償還のため発行する額	5,000億円
エ	交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額	1,965億円
オ	「地方交付税法」附則第4条の2第4項等に基づき令和6年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額	4,684億円
(3)	地方交付税の総額	
	令和6年度の地方交付税の総額は1兆8,671億円(前年度比3,060億円、1.7%増)となっており、その内訳は以下のとおりである。	
①	一般会計	1兆6,543億円
ア	地方交付税の法定率分等	1兆3,055億円
	(ア) 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	1兆8,188億円
	(イ) 国税減額補正精算分(平成20、21、令和元年度)	△2,461億円
	(ウ) 国税減額補正精算前倒し分(令和2年度)	△2,223億円
	(エ) 国税決算精算分(平成28年度)	△449億円
イ	一般会計における加算措置	3,488億円
	(ア) 既往法定分	988億円
	(イ) かい離是正分	2,500億円
②	特別会計	2兆127億円
ア	地方法人税の法定率分	1兆9,750億円
イ	交付税特別会計借入金償還額	△5,000億円
ウ	交付税特別会計借入金支払利子	△1,965億円
エ	交付税特別会計剰余金の活用	500億円

オ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

2,000億円

カ 令和5年度からの繰越金

4,843億円

(4) 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

令和6年度においては、以下のとおり、臨時財政対策債の抑制等を行うこととしている。

- ① 財源不足額については、1兆8,132億円（前年度比1,768億円、8.9%減）となり、折半対象財源不足は、前年度に引き続き生じていないこと。
- ② 臨時財政対策債の発行額については、大幅に抑制し4,544億円（前年度比5,402億円、54.3%減）としていること。その結果として、令和6年度末の臨時財政対策債残高見込みは、45.8兆円となり、令和5年度末の残高見込みに比し3.2兆円の減となること。
- ③ 交付税特別会計借入金については、償還計画どおり5,000億円を償還することとしていること。その結果として、令和6年度末の交付税特別会計借入金残高見込みは、28.1兆円となること。
- ④ 国税減額補正精算については、精算を2,223億円前倒しし、国税決算精算分と合わせ、5,133億円を精算することとしていること。

(5) 所得税・個人住民税の定額減税に伴う減収への対応

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施することとされたが、これに伴う地方財政の減収については、次の措置を講ずることとしている。

① 個人住民税の定額減税

個人住民税の定額減税に伴う減収9,234億円については、地方特例交付金によりその全額を補填することとしていること。

② 所得税の定額減税に伴う地方交付税の減収

所得税の定額減税に伴う地方交付税の減収7,620億円については、前年度からの繰越金及び自然増収による地方交付税法定率分の増1兆1,982億円により対応することとしていること。

さらに、2,076億円を、令和7年度以降、国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとし、当該加算額については交付税特別会計借入金の償還に充てることとしていること。

(6) こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

「こども・子育て支援加速化プラン」による地方負担の増（2, 250億円程度）について、必要な財源を確保するとともに、地方公共団体が、こども・子育て政策の地方単独事業を実施できるよう、ソフト事業分として一般行政経費（単独）を1, 000億円増額し、ハード事業分として投資的経費（単独）に新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を500億円計上することとしている。

また、普通交付税の基準財政需要額に新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設することとしている。

(7) 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する地方負担（3, 300億円程度）や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費（1, 810億円）について、所要額を計上することとしている。

(8) 物価高への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円（前年度同額）を計上することとしている。

(9) 地方税制改正

令和6年度地方税制改正においては、個人住民税の定額減税を実施するほか、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。

(10) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（令和6年度地方財政計画ベース）は9兆3兆6, 400億円程度（前年度比1兆6, 100億円程度、1.7%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中の企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は7兆8兆4, 600億円程度（前年度比1兆9, 800億円程度、2.6%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、臨時財政対策債等の合計額）は6兆5兆6, 980億円（前年度比6, 445億円、1.0%増）となる見込みであり、不交付団体水準超経費に相当する額を控除した交付団体ベースの一般財源総額は6兆2兆7, 180億円（前年度比5, 545億円、0.9%増）となる見込み

である。

さらに、地方債依存度は6.7%程度（前年度7.4%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の令和6年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は179兆円程度（令和5年度末183兆円程度、前年度比4兆円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、令和3年度からの第2期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（令和6年度地方財政計画ベース）は2,600億円程度、歳入のうち震災復興特別交付税は904億円となる見込みである。

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（令和6年度地方財政計画ベース）は、250億円となる見込みである。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

1 令和6年度の国内総生産の成長率は、名目3.0%程度、実質1.3%程度と見込まれているが、賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費は依然力強さを欠いている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台半ばの低い水準で推移しているという課題もある。

2 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」について、その予算規模（国・地方の事業費ベース）は、現時点では全体で3.6兆円程度と見込まれており、その内訳は以下のとおりとされている。

- | | |
|---|---------|
| (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 | 1.7兆円程度 |
| (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 | 1.3兆円程度 |
| (3) 共働き・共育での推進 | 0.6兆円程度 |

また、その財源については、「こども・子育て支援加速化プラン」の実施が完了する令和10年度までに、既定予算の最大限の活用等、歳出改革による公費

節減及びこども・子育て支援金制度（仮称）の構築により安定財源を確保することとし、地方財源もこの中で併せて確保することとされている。

なお、令和6年度までにおける充実額は、国・地方の事業費ベースで累計1.3兆円程度（うち令和6年度1.0兆円程度）とされている。

- 3 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化するため、令和5年度補正予算（第1号）において735億円が計上されるとともに、令和6年度予算においても1,000億円が計上されている。また、通常国会に提出される予定である「地域再生法の一部を改正する法律案（仮称）」に基づき、地方公共団体が作成する「地域再生計画」に位置付けられた民間事業者等による公の施設の整備への助成に要する経費について、新たに地方債の特例措置を講ずることとしている。
- 4 地方公共団体による地域の脱炭素化に向けた取組の支援については、「地域脱炭素推進交付金」（「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「特定地域脱炭素移行加速化交付金」）が令和5年度補正予算（第1号）及び令和6年度予算で合わせて560億円計上されるなど、関係省庁において必要な予算が計上されている。
- 5 地方公共団体が原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、令和5年度補正予算（第1号）において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が1兆5,592億円（うち低所得世帯支援枠1兆592億円、推奨事業メニュー分5,000億円）計上されたところである。

また、令和5年度補正予算（第1号）において、電気料金及び都市ガス料金の値引き原資の支援を行うための「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が6,416億円、燃料油の小売価格急騰の抑制を図るための「燃料油価格激変緩和対策事業」が1,532億円計上されている。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく直轄事業及び補助事業について、当初予算に計上される場合には、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債により措置することとしている。5か年加速化対策の4年目である令和6年度分については、令和5年度補正予算（第1号）（国費1兆5,188億円）を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債等により措置することとしている。

7 こども・子育て支援の強化に係る地方財源については、次のとおり、確保することとしている。

(1) 令和6年度においては、「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」について新たに次の措置等を講ずることとされており、地方負担の増（2,250億円程度）について、全額地方財政計画の一般行政経費（補助）等に計上するとともに、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

ア 児童手当の抜本的拡充（所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長及び多子加算について第3子以降3万円） 294億円

イ 出産・子育て応援交付金（妊娠届出・出産届出を行った妊婦等に対する経済的支援（計10万円相当）の平年度化） 134億円

ウ 高等教育費の負担軽減（多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）への対象拡大） 45億円

② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

ア 出産・子育て応援交付金（妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の平年度化） 5億円

イ 幼児教育・保育の質の向上等（4・5歳児の職員配置基準の改善、保育士・幼稚園教諭の処遇改善） 656億円

ウ 放課後児童クラブの常勤職員の配置改善 345億円

エ 多様な支援ニーズへの対応（児童扶養手当の拡充（所得制限の見直し、多子加算の見直し）、児童相談所の児童福祉司等の増員等） 621億円

③ 共働き・共育での推進

育児休業給付を支えるための財政基盤の強化（地方公務員分の公費負担について現行の1/80から1/8に引上げ） 69億円

(2) 「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、地方公共団体において地域の実情に応じた現物給付事業を拡充することが見込まれることから、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額することとしていること。

(3) 地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、地方財政計画の投資的経費（単独）において、「こ

ども・子育て支援事業費（仮称）」を創設し、令和6年度は500億円を計上することとしていること。

対象事業は、公共施設及び公用施設におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備並びに児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園等の子育て関連施設の環境改善に係る地方単独事業としており、国庫補助事業に関連して実施される地方単独事業、社会福祉法人等が整備する施設に対する補助金についても対象としていること。

その地方負担については、90%まで地方債（こども・子育て支援事業債（仮称））を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、改修についてはその50%、新築・増築についてはその30%を、それぞれ基準財政需要額に算入することとしていること。

事業期間については、「こども未来戦略」において、「こども・子育て支援加速化プラン」の実施が令和10年度までに完了することとされたことを踏まえ、令和10年度までとしていること。

なお、地域活性化事業（一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保）の対象事業から、子育てに関する相談・情報提供を行う施設、学童保育施設、認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化を支える保健福祉施設及び乳児用ベッドや幼児用の椅子を備えたトイレ、授乳室、休憩室、託児室等の女性・子育て支援関連施設の整備を除外することとしていること。

(4) 普通交付税の算定に当たり、地方公共団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、道府県分・市町村分の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設し、以下の財政需要を一括して算定することとしていること。

- ① 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく地方公共団体の財政需要
- ② 地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に実施するこども・子育て政策（ソフト）に係る財政需要
- ③ 従来の「社会福祉費」、「（保健）衛生費」、「その他の教育費」等において算定しているこども・子育て政策に係る財政需要

なお、人口に占める「18歳以下人口」の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講ずることとしていること。

8 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費（単独）に400億円を計上することとしている。当該経費に係る普通交付税の基準財政需要額の算定については、引き続き包括算定経費において一括して算定することとしている。

また、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円を計上することとしている。当該経費に係る普通交付税の基準財政需要額の算定については、該当する算定費目におけるこれらの経費に係る単位費用措置を3%程度引き上げることとしている。「自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について」（令和5年12月26日付け総務省自治行政局行政経営支援室通知）を踏まえ、適切に対応していただきたい。

このほか、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、42.2万円/㎡から46.8万円/㎡へ引き上げることとし、令和5年度の緊急防災・減災事業債から適用することとしている。

公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限についても、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、47万円/㎡から52万円/㎡へ引き上げることとし、令和5年度の病院事業債から適用することとしている。

9 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和5年12月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、次の事項にも留意し、制度の適正な運用を図っていただきたい。

(1) 会計年度任用職員の給与改定について

令和5年人事委員会勧告等に伴う給与改定に要する経費について、地方財政計画の一般行政経費（単独）等に600億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 会計年度任用職員の勤勉手当について

① 「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）により、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当の支給が可能とされたこと。

② 勤勉手当の支給に要する経費について、地方財政計画の一般行政経費（単

独)等に1,810億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとしていること。

- 10 地方公務員の定年引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和3年法律第63号)が令和5年4月1日に施行されたところであり、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」(令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知)、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」(令和4年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知)等にも留意し、適切かつ円滑な運用に向けて取り組んでいただきたい。

また、定年引上げに伴う定員管理については、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、「地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について」(令和4年6月24日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知)及び「定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について」(令和4年12月23日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知)を踏まえ、中長期的な観点からの定員管理の取組を計画的に進めていただきたい。

なお、令和5年度末に原則として定年退職者が生じない中であっても地方公共団体が一定の新規採用職員を継続的に確保できるよう、地方財政計画上の職員数において、定年引上げに伴う一時的な職員数の増を見込んでいる。

- 11 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出において、「地方創生推進費」について、前年度同額の1兆円を計上し、また、地方公共団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、前年度同額の2,500億円を計上し、これらを内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」(1兆2,500億円)を計上することとしている。

各地方公共団体においては、地域の実情に応じて、地域活性化、交通・福祉をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバイド対策などに取り組んでいただきたい。その際、総務省において、地域社会のデジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」(令和4年9月2日総務省公表)について、各地方公共団体におけるAIの活用等、新たな取組状況を踏まえつつ、事例の追加等の充実を図ることとしているので、参考にいただきたい。

12 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向けた基本的な施策として、国民に対する行政サービスのデジタル化を掲げている。このため、以下の点に留意し、必要な取組を進めていただきたい。なお、国の取組と歩調を合わせた地方公共団体の取組を強力に推進するため、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.2版】」（令和5年12月22日総務省公表）について、国の取組の進捗等を踏まえて見直しを行っていくこととしているので、引き続き同計画を踏まえて、着実に取組を進めていただきたい。

(1) マイナンバーカードについては、健康保険証と一体化し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すとの方針の下、引き続きマイナンバーカードの取得環境の整備及び利便性の向上に積極的に取り組んでいただきたいこと。市区町村においては、令和5年12月15日に導入された「顔認証マイナンバーカード」の交付について、円滑に事務を実施いただきたいこと。国民のニーズに対応した施設入所者などへの出張申請受付や希望する個人宅等を訪問する形での出張申請受付を積極的に実施していただきたいこと。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）の一部が施行されたことに伴い、郵便局窓口における交付申請受付が可能となったことなどを踏まえ、郵便局窓口を活用した申請受付の実施に取り組んでいただきたいこと。これらの支援のため、「マイナンバーカード交付事務費補助金」について、令和5年度補正予算（第1号）において、543億円を計上するとともに、令和6年度予算において200億円を計上していること。

また、郵便局やコンビニなどにおける証明書自動交付サービスの導入に要する経費に対する特別交付税措置を令和7年度まで講ずることとしていること。

各市区町村におけるマイナンバーカードの取得環境の整備及び利便性の向上に積極的に取り組んでいただく一方で、マイナンバーカードの申請・交付状況を踏まえ、体制の整備が過剰となることがないように、適切な予算措置と執行管理に努めていただきたいこと。

(2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主

要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様が令和4年8月までに関係府省から示されるとともに、令和5年9月には「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）が改定されたことを踏まえ、各地方公共団体においては、原則、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行することを目指し、一層取組を進める必要があること。この取組を支援するため、令和5年度補正予算（第1号）において、地方公共団体情報システム機構に設置されているデジタル基盤改革支援基金の積立てに要する経費として5,163億円を追加し、累計で6,988億円を計上しており、当該基金を活用し、移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助（全額国費）を令和7年度まで行うこととしていること。

また、都道府県においては、標準化法第9条第3項において、都道府県が市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに関する努力義務が規定されていることから、関係部局が連携し、管内市区町村の情報システムの標準化・共通化の進捗管理等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、地方公共団体が負担するガバメントクラウドの利用料については、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、「地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国は、国及び地方公共団体等の利用料を一括して事業者を支払うこととする。そのため、地方公共団体等の共通機能に係る費用を保管する仕組みを整備することとし、2024年度中に所要の制度整備を行い、その後、地方公共団体は国に利用料を支払うこととする。」とされたこと。

- (3) 総合行政ネットワーク（LGWAN）については、令和6年10月から次期LGWANの運用が開始されるが、各団体において適切にネットワークの切り替えを行っていただきたいこと。なお、LGWANに接続する都道府県ノードやアクセス回線等の経費について、次期LGWANの運用開始を踏まえつつ、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。
- (4) 地方公共団体におけるテレワークについては、働き方改革や業務効率化、行政機能維持のための有効な手段であることから、先進事例や活用のノウハウを取りまとめた「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（令和3年4月総務省公表）、「市町村におけるテレワーク導入事例集」（令和5年4月総務省公表）、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和5年3月総務省公表）等を参考に、テレワークの導入・活用に取り組んでいただきたいこと。なお、テレワーク環境

の構築に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

- 13 デジタル化による恩恵を、全国津々浦々に広げ、自治体行政におけるDX及び地域社会におけるDXの取組を着実に推進するためには、地域に持続的なDXの推進体制を構築し、主体的・持続的にデジタル技術を活用した地域課題の解決や価値創造に取り組むための持続的な環境を構築することが重要である。

このため、各地方公共団体においては、以下の点に留意し、着実に取組を進めていただきたい。

- (1) 地域DXを支える推進体制の構築について、令和5年度補正予算(第1号)において、新たに、都道府県と市町村等が連携した推進体制の構築・拡充を伴走支援するための経費を盛り込んでいるところであり、各都道府県においては、管内市町村のDX推進の進捗状況や課題、人員体制等の実態を把握の上、市町村と課題認識を共有いただくとともに、推進体制の構築・拡充に向けて着実に取り組んでいただきたいこと。

- (2) 各地方公共団体においては、「人材育成・確保基本方針策定指針」(令和5年12月22日総務省公表)等を踏まえ、デジタル化の取組の推進を支えるデジタル人材の確保・育成に積極的に取り組んでいただきたいこと。官民ともにデジタル人材の需給が逼迫する中、広域的なデジタル人材の確保を推進するため、都道府県においては、市町村との連携による推進体制の構築を推進する中で、併せて市町村支援のためのデジタル人材の確保にも積極的に取り組んでいただきたいこと。また、中長期的な観点から、職員をデジタル人材として育成する取組を集中的に進めていただきたいこと。

上記のような、デジタル人材の確保・育成に関する取組は各地方公共団体の喫緊の課題であることから、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費に対する特別交付税措置について、対象となるCIO補佐官等の人数を拡充するとともに、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に要する経費に対する特別交付税措置について、専門的な資格試験の受験料を対象経費として追加するほか、都道府県、連携中枢都市等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、引き続き地方公共団体のDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)する

こととしていること。

- 14 義務教育段階における1人1台端末の整備については、令和5年度補正予算（第1号）において、都道府県に基金を設置するために必要な経費が2,643億円計上されており、基金を取り崩して実施する整備の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 15 地方公共団体が、公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、「脱炭素化推進事業費」について、新たに「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条第5号に規定する法人及び地方公営企業が行う地域内消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に対する補助（導入に要する経費の2分の1を上限とする。）を対象事業に追加した上で、令和6年度は1,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、90%まで地方債（脱炭素化推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、再生可能エネルギーの導入及びZEB化についてはその50%、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入については地方公共団体の財政力に応じてその30%～50%、電動車等の導入についてはその30%を、それぞれ基準財政需要額に算入することとしている。

また、過疎対策事業債については、再生可能エネルギー設備の整備及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等を行うこととしている。

また、地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしている。

- 16 地域の人への投資（リスクリング）の推進のため、次のとおり引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- (1) 地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進、リスクリングの推進サポート等及び従業員の理解促進・リスクリング支援に要する経費について、地方公共団体が「地域職業訓練実施計画」（「職業能力開発促進法」（昭和44年法律第64号）第15条第1項の協議会で策定する計画）に基づき地方単独事業として実施する場合に、特別交付税措置を講ずることとしていること。
- (2) 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進に関する

特別交付税措置の対象に、地方公共団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象としたリスクリング講座の実施等を追加していること。

- 17 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、見直した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、令和6年度は4,800億円（前年度同額）を計上することとしている。

- 18 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部（過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。）における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備等を対象事業に追加した上で、令和6年度は5,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急防災・減災事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

また、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、42.2万円/㎡から46.8万円/㎡へ引き上げることとし、令和5年度の緊急防災・減災事業債から適用することとしている。

- 19 地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、地方財政計画における「緊急自然災害防止対策事業費」について、令和6年度は4,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

- 20 地方公共団体が、地方単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、「緊急浚渫推進事業費」について、令和6年度は1,100億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急浚渫推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税

措置については、その70%を基準財政需要額に算入することとしている。

21 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。

(1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）を踏まえ、消防団員の年額報酬等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしており、「班長」階級以上の年額報酬等に要する経費については、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

消防団員の処遇改善にまだ対応していない市町村においては、必要な条例改正及び予算措置を行っていただきたいこと。

(2) 次の経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

① 消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部（過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。）における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備

② 消防の連携・協力実施計画に基づき実施する共同訓練のための訓練施設の整備

③ 緊急消防援助隊受援計画に位置付けられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設（浴室、仮眠室等）の整備

④ 地方公共団体の防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

⑤ 災害応急対策を継続するためのトイレカーの整備

(3) 市町村の消防の広域化準備に要する経費に対する特別交付税措置について、次のとおり拡充することとしていること。

① 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年7月12日消防庁告示第33号）に新たに位置付けられる予定である地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部（仮称）」が行う広域化の準備に必要な経費について、特別交付税措置を拡充して講ずることとしていること。

② 連携・協力実施計画の策定経費や、連携・協力実施計画に基づき設置する共同部隊が使用する装備費等も対象とすることとしていること。

(4) 緊急消防援助隊の派遣について、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日付け消防広第74号）第5条第2項及び第3項に基づき出動準備に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) 住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談

に於ける「救急安心センター事業（＃7119）」に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

22 地方公共団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和6年度においても、前年度同額の4,200億円を計上することとしている。

23 「ローカル10,000プロジェクト」については、国庫補助事業の地方負担分に対する特別交付税措置に加え、地方単独事業に対する特別交付税措置を創設することとしている。

このほか、地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業については、令和5年度に創設した「ローカルスタートアップ支援制度」の事業の企画・立ち上げ準備・立ち上げ・フォローアップの各段階において要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、このうち、事業の立ち上げ段階における対象経費を拡充することとしている。

なお、上記の地方単独事業を含め、ローカル10,000プロジェクトを活用する事業について、ふるさと融資を利用できることとしている。

また、その利用を含め、ふるさと融資について、地域振興に資する民間投資を一層促進するため、融資比率及び融資限度額の引上げを行うなど制度の充実を図ることとしている。

さらに、エネルギーの地産地消を進める「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

24 「地域おこし協力隊」については、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴い、隊員の活動に要する経費のうち報償費等について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。

また、多様な人材を確保するため、より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等について、より弾力的に支給することができるよう、特別交付税措置を拡充することとしている。

さらに、JET青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援並びに外国人の隊員へのサポートに要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

25 大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する「地域活性化起業人」については、企業から社員を派遣する従来の方式（企業派遣型）に加え、地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）についても、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

- 26 地域運営組織が高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、子ども食堂等の居場所づくりや交流の場の確保等に持続的に取り組めるよう、地域運営組織に対する設立運営支援等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 27 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 28 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 29 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 30 連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めるため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測（行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し）」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 31 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組に要する経費については、地方公共団体と地方大学が協定を締結して実施する大学講師等による社会人等対象のリスキリング講座の実施や、地域人材のリスキリング後の地域活動を支援する取組に要する経費を含め、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- また、地方に定着する若者の奨学金返還を支援するための取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 併せて、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。
- 各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの措置を活用し、積極的に取り組んでいただきたい。
- 32 地方公務員の人材育成・確保に当たっては、「人材育成基本方針策定指針の

改正について」(令和5年12月22日付け総務省大臣官房地域力創造審議官、総務省自治行政局公務員部長通知)を踏まえ、以下の点に留意し、令和5年12月に策定された「人材育成・確保基本方針策定指針」を参考として、各地方公共団体において策定されている人材育成基本方針の改正等を含め、着実に取組を進めていただきたい。

(1) 人材育成については、各地方公共団体が、改正後の人材育成基本方針において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関する自団体職員向けの研修経費及び都道府県等が市町村職員を含めて開催する広域的な研修経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 人材確保については、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、技術職員やデジタル人材の確保に対する地方交付税措置に加え、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

33 「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、令和5年度から、地方交付税措置における技術職員の増員に係る要件を廃止し、市町村支援業務に従事する技術職員数又は中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に対して措置を講ずることとしたところであり、中長期派遣要員を積極的に登録いただきたい。また、各都道府県においては、令和5年度から定年引上げが始まったことも踏まえ、人事担当部局と事業担当部局が連携して「技術職員確保計画」の内容を見直しながら、技術職員の確保に計画的に取り組んでいただきたい。

34 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、令和5年度に引き続き、令和6年度に児童相談所の児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名それぞれ増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置について、道府県の標準団体で児童福祉司8名及び児童心理司3名を増員することとしている。

35 次の感染症危機に備えた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第96号)の全面施行に向けて、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の役割の重要性に鑑み、地方交付税措置について、道府県の標準団体当たりの本庁及び保健所の課長措置数を各1名増加させ

るなどの見直しを行うこととしている。保健所及び地方衛生研究所を設置する地方公共団体においては、引き続き保健所等の体制強化に取り組んでいただきたい。

36 令和6年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（9,319億円（前年度比72億円増））について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援（3,785億円）

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を引き続き実施すること。（3,541億円）

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

(2) 医療・介護（5,502億円）

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。（医療分296億円、介護分175億円）

また、地域医療介護総合確保基金のうち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援分として142億円を引き続き全額国費で計上すること。

② 令和6年度の診療報酬及び介護報酬改定に伴い、医療関係職種の賃上げ及び介護職員の処遇改善のための措置を実施すること。（医療95億円、介護265億円）

③ 令和6年1月以降、国民健康保険において、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料を減額すること。（8億円）

④ こども医療費助成については、18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前）までの国民健康保険の国庫負担等の減額調整措置を、令和6年度から廃止すること。（8億円）

37 令和6年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（6,779億円（前年度比17億円増））について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を引き続き実施すること。（5,448億円）

(2) 高等教育の無償化

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生を対象に実施している高等教育の修学支援（学資支給及び授業料等の減免）について、令和6年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することとされていること。（公立大学等分127億円、私立専門学校分344億円）

- 38 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業（支援）計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き適切に取り組んでいただきたい。

なお、地域医療構想については、令和7年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進めることとされていることにご留意いただきたい。

- 39 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、制度の円滑な運営ができるよう、引き続き適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 令和6年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,772億円（全額国費）が引き続き確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、

その所要額（５，８８３億円）について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

ア 保険料軽減制度（４，２７８億円（全額地方負担）（都道府県３／４、市町村１／４））

イ 保険者支援制度（２，６２９億円（うち地方負担１，３１４億円）（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４））

ウ 高額医療費負担金（３，９４９億円（うち地方負担９８７億円）（国１／４、都道府県１／４、都道府県国保１／２））

エ 未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置（８１億円（うち地方負担４０億円）（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４））

オ 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（４か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の減額措置（１５億円（うち地方負担８億円）（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４））

カ 国保財政安定化支援事業（１，０００億円（全額地方負担）（市町村単独））

(2) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（９１２億円（全額国費））及び予防・健康づくりを一層推進するための「国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」（３８０億円（全額国費））を引き続き交付することとされていること。

なお、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の特性で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方公共団体等との議論を深めることとされていること。

(3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

40 後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 保険料軽減制度（３，７５４億円（全額地方負担）（都道府県３／４、市町

村1／4))

(2) 高額医療費負担金 (4, 854億円 (うち地方負担1, 214億円)
(国1／4、都道府県1／4、後期高齢者医療広域連合1／2))

(3) 財政安定化基金 (216億円 (うち地方負担72億円) (国1／3、都道府
県1／3、後期高齢者医療広域連合1／3))

41 介護保険制度については、自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保
険者に対する財政的インセンティブとしての「保険者機能強化推進交付金」
(100億円 (全額国費)) 及び「介護保険保険者努力支援交付金」(200億
円 (全額国費)) により、都道府県及び市町村の介護予防等に係る取組を重点的
に推進することとされている。また、調整交付金における後期高齢者の加入割
合の違いに係る調整について、第9期介護保険事業 (支援) 計画期間から、介護
給付費による重み付けのみで行う方法に見直すこととされている。

42 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容
が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善及び
令和6年の介護報酬改定への対応を図ることができるよう、地方公共団体にお
ける老人保護措置費に係る支弁額等の改定に生ずる経費について引き続き地方
交付税措置を講ずることとしている。

43 「予防接種法」 (昭和23年法律第68号) に基づく定期の予防接種につい
て、次のとおり措置を講ずることとしている。

(1) 定期の予防接種の対象疾病 (B類疾病) に、新型コロナウイルス感染症を
追加し、高齢者等を対象として接種を実施することとされており、一人当た
り接種費用が7, 000円と見込まれていることを踏まえ、実費徴収できな
い低所得者分の所要額 (450億円) について、新たに地方交付税措置を講
ずることとしていること。

(2) ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接
種機会を逃した方への対応を行うこととされており、その所要額について引
き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

44 定員、能力・実績に基づく人事管理、給与については、「地方公務員の給与改
定等に関する取扱いについて」 (令和5年10月20日付け総務副大臣通知)
を踏まえ、適切に対応していただきたい。また、次の事項にご留意いただきた
い。

(1) 地方公務員の中途採用については、骨太方針2023における就職氷河期
世代への支援の趣旨及び「就職氷河期世代支援に関する行動計画
2024」 (令和5年12月26日就職氷河期世代支援の推進に関する関係

府省会議決定)を踏まえ、新たな中途採用試験の実施、既に実施している中途採用試験における採用予定者数の増に係る検討、受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などに取り組んでいただきたいこと。

- (2) 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)を参考にしながら、取り組んでいただきたいこと。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

- 45 地方公共団体においては、引き続き国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)で示された「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画改革工程表2023」(令和5年12月21日経済財政諮問会議決定)に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成27年8月28日付け総務大臣通知)を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の「見える化」及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

地方行政サービス改革の推進に当たっては、業務改革モデルプロジェクトや自治体行政スマートプロジェクトの取組等を参照しながら、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやデジタル技術の活用等を通じた業務の効率化に努めること。

特に、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.1版】」(令和5年11月7日総務省公表)において、自治体フロントヤード改革が重要取組事項に位置付けられたことや、新たに令和5年度補正予算(第1号)において実施している「自治体フロントヤード改革支援事業」を通じて、各地方公共団体に取り組むに当たって参考となる事例や調査研究を踏まえ、各地方公共団体において「自治体フロントヤード改革」を推進する

よう努めること。

また、上記取組のほか民間委託や申請等関係事務処理法人の活用等により、更なる窓口業務改革の推進に努めること。

(2) 「地方創生推進費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和6年度においては、段階的な反映における5年目の見直しを実施することとしていること。

(3) 地方公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

46 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためにアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、令和6年度も引き続き実施することとし、「公営企業・第三セクター等の経営改革」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備・活用」、「公共施設等総合管理計画の見直し・実行」、「首長・管理者向けトップセミナー」及び「地方公共団体のDX」に加え、新たに「地方公共団体のGX」についてアドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしている。このうち、「地方公共団体のDX」については、「DXの機運醸成」や「外部デジタル人材の確保」、「セキュリティ対策」などにも活用が可能であり、各地方公共団体においては、本事業を積極的に活用していただきたい。

また、事業の実施に当たり、都道府県の市区町村担当課においては、派遣先市区町村に係る調整やフォローアップなど主体的に関与いただきたい。

47 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反していることから、見直しを図ること。また、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、

長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。

(3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(4) 地方公共団体と関係を有する第三セクター及び地方公社については、近年、人口減少・高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響など、経営環境が厳しさを増しており、債務超過の法人の割合が増加傾向にある。各地方公共団体においては、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等に基づき、適切に経営健全化等に取り組むこと。特に、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）に基づく経営健全化方針の策定を要する地方公共団体については、経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表すること。

48 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努めていただきたいこと。

また、基金の使途・増減の理由・今後の方針等の積立状況等について、財政状況資料集における「見える化」をはじめ、公表情報の充実を図るよう努めていただきたいこと。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例や基金が保有する国債等を金融機関に消費寄託するという事例が見受けられるが、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

49 地方公会計については、毎年度、各地方公共団体において、決算年度の翌年度までに統一的な基準による固定資産台帳や財務書類の作成・更新を行い、分かりやすく公表していただきたい。これに関し、総務省において、引き続き各

地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成・更新に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、財務書類等から得られた指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していただきたい。そのため、これらの取組に関する具体的な活用事例を取りまとめ、公表しているため、当該事例も参考にしながら取組を進めていただきたい。

- 50 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計情報の整備により得られる指標、基金の積立状況等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。
- 51 一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報については、試行調査を通じて全国の状況について把握・分析を進めていたところであるが、令和4年度決算額に関する調査（令和5年度に実施）から、決算統計システムにより、全ての歳出区分を回答対象とする全数調査を実施しているため、適切に対応いただきたい。
- 52 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）等において、債務負担行為や繰越制度の活用により施工時期等の平準化を図ることとされているところである。平準化の取組の推進について「地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和5年1月11日付け総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）により通知しているため、これに留意の上、各地方公共団体の令和6年度予算に計上される公共工事等について、ゼロ債務負担行為を適切に設定するなど、施工時期の平準化に向けて積極的に取り組んでいただきたい。また、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、令和6年度から「労働基準法」（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期の設定、急激な物価変動等を含む市場の最新の実勢

価格を反映した適正な予定価格の設定、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。

- 53 地方公共団体の契約における中小企業者への配慮については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和5年4月25日付け総務省自治行政局長通知）で要請したとおり、「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定）を十分に踏まえた対応をしていただきたい。特に、中小企業者への発注時期等の平準化、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、著作権等の知的財産の取扱い並びに平時においても燃料供給が安定的に行われる環境維持の重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うことができること等の中小石油販売業者に対する配慮についてご留意いただきたい。

なお、人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定や契約変更の実施については、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）」（令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知）により通知している「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）を踏まえて適切に対応していただきたい。

また、官公需印刷物については、「官公需印刷物の入札・契約に関する取扱いについて（通知）」（令和5年10月20日付け総務省自治行政局行政課長通知）により、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定、低入札価格調査制度等の適切な活用、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約等の積極的な活用について通知しているのでご留意いただきたい。また、「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて（通知）」（令和5年11月30日付け及び令和5年12月22日付け総務省自治行政局行政課長通知）により、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の判断の基準を満たす印刷用紙の調達に困難となる場合に、代替品の納入を認めること等の国の取扱いを情報提供しているので、印刷用紙の調達に関する事務を執行する際の参考としていただきたい。

さらに、ビルメンテナンス業務の公共調達については、「「ビルメンテナンス

業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（通知）」（令和5年4月28日付け総務省自治行政局行政課長通知）、「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について（通知）」（令和5年8月31日付け総務省自治行政局行政課長通知）等を踏まえ、厚生労働省の「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和5年4月28日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づく最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえた予定価格の適正な設定や、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動に伴う適切な契約金額の変更について通知しているのでご留意いただきたい。

- 54 競争入札参加資格審査申請については、複数の地方公共団体に対して申請を行う者の負担の軽減を図る観点から、「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年10月19日付け総務省自治行政局行政課長通知）により提示した当該申請に係る標準様式等を積極的に活用するとともに、当該様式等の競争入札参加資格審査申請システムへの反映に取り組んでいただきたい。
- 55 令和6年10月から、地方公共団体の公金の支出（給与・賞与の支給に係るものは除く。）に対して一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用され、これまで無料であった銀行間の為替取引を伴う公金の支出に係る指定金融機関等の手数料負担が1件62円（税別）に変更されることに伴い、地方公共団体が負担する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。
- 56 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）において、優先的検討の促進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進にご配慮いただきたい。
- 57 「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）が令和6年4月1日から施行されることを踏まえ、都道府県が実施する「地方における孤独・孤立対策推進事業」の地方負担について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。
- 58 2025年日本国際博覧会に向け、万博国際交流自治体として政府に登録された地方公共団体が行う、住民等と万博参加国・地域の関係者等との交流に要

- する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 59 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「復興特区法等」という。）に基づき、令和6年度に施設等を新設又は増設した者に対し地方税の課税免除等を行う場合において、これに伴う減収額の全額を震災復興特別交付税による補填の対象とすることとしている。
- 60 地方選挙における期日前投票所の設置については、「期日前投票所の設置促進について」（令和4年12月23日付け総務省自治行政局選挙部長通知）等を踏まえ、選挙人にとって利便性の高い場所への期日前投票所の設置を検討し、積極的に取り組んでいただきたい。これに関し、期日前投票所の会場借上料や警備員等派遣に要する経費、移動期日前投票所に係る車両借上料や移動支援として期日前投票所までの交通手段の提供に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 61 自治会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 62 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づき、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き合併の円滑化を図るための措置を講ずることとしている。また、合併した市町村については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 63 高等学校以下の私立学校に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- また、都道府県が行う私立高等学校の地域の実情に応じた低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援、私立小中学校の家計急変世帯に対する授業料軽減、私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助並びに授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 64 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 65 地域公共交通の再構築については、「社会資本整備総合交付金」の「地域公共交通再構築事業」等を受けて実施する鉄道施設やバス施設等の整備事業に係る

地方負担について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

66 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、令和6年度の地方財政計画上の整理については、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

67 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上、明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

また、引き続き決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

現時点で適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。

同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられ

ていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様である Peppol（ペポル）をベースとしたインボイス（Peppol e-invoice）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。

現在、民間のサービスプロバイダーにより Peppol e-invoice 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の中で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム（GEP S）等による Peppol e-invoice の受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

なお、日本における Peppol e-invoice の標準仕様は、日本の Peppol Authority（管理局）であるデジタル庁が開発・公表していること。

インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A【未定稿】」（令和6年1月18日版）を参照いただきたいこと。

また、「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する入札参加資格を定めることについて（通知）」（令和4年10月7日付け自治行政局行政課長通知）を踏まえ、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような入札参加資格を定めることは適当ではないことにご留意いただきたいこと。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 令和6年度の地方税制改正に伴う令和6年度の地方税の影響額として9,295億円の減収を見込んでいること。
- ② 令和6年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制

改正後において、前年度当初見込額に比し1,422億円、0.3%減の42兆7,329億円（道府県税にあつては0.4%の減、市町村税にあつては0.3%の減）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割4.1%の減、法人税割0.0%の増、法人事業税4.3%の増、地方消費税2.9%の減、市町村民税のうち所得割4.0%の減、法人税割3.6%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.4%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ③ 地方消費税の清算基準について、次のとおり見直しを行い、令和6年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。
- ア 消費に相当する額のうち、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額について、平成26年商業統計及び平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額から、令和3年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新することとしていること。
 - イ 小売年間販売額について、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」並びにこれらに係る「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」の額を、「総務大臣が調査した額」とすることとしていること。
 - ウ 小売年間販売額について、経営組織別の統計表の「個人」のうち「小売業」の「売上（収入）金額」の欄の額を加算することとしていること。
 - エ サービス業対個人事業収入額について、令和3年経済センサス活動調査の「自動車賃貸業」及び「学術・開発研究機関」の欄の額を除外することとしていること。
- ④ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。
- また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。
- ⑤ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）

に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

- ① 地方譲与税の収入見込額は、2兆7,293億円（前年度比1,292億円、5.0%増）である。

その内訳は、地方揮発油譲与税2,153億円（同11億円、0.5%減）、石油ガス譲与税43億円（同7億円、14.0%減）、自動車重量譲与税3,013億円（同139億円、4.8%増）、航空機燃料譲与税143億円（同9億円、5.9%減）、特別とん譲与税114億円（同10億円、8.1%減）、森林環境譲与税641億円（同141億円、28.2%増）及び特別法人事業譲与税2兆1,186億円（同1,049億円、5.2%増）となっている。

- ② 森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策等に要する費用に充てるものであることから、その趣旨を踏まえ、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表し、その事業の実績や効果について、住民に対する説明責任を十分に果たしていただきたい。

なお、令和6年度から課税が開始され、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に加えて森林環境税の収入額が森林環境譲与税として譲与される。また、森林環境譲与税の譲与基準について、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、「森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。」とされたことにご留意いただきたい。

(3) 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、1兆1,320億円（前年度比9,151億円、421.9%増）であり、その内訳は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金（仮称）1,974億円（同71億円、3.5%減）及び個人住民税の定額減税による減収を補填するため計上する定額減税減収補填特例交付金（仮称）9,234億円並びに生産性革命の実

現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補填するため計上する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金112億円（同12億円、9.7%減）である。

(4) 地方交付税

令和6年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額16兆3,055億円（平成20年度、平成21年度、令和元年度及び令和2年度補正予算に係る精算額4,684億円及び平成28年度決算に係る精算額449億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額（既往法定分等）3,488億円を加えた16兆6,543億円であり、前年度当初予算に比し4,720億円、2.9%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額1兆9,750億円、令和5年度からの繰越金4,843億円、交付税特別会計剰余金の活用額500億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額5,000億円及び交付税特別会計借入金に係る支払利子額1,965億円を減額した18兆6,671億円であり、前年度当初予算に比し3,060億円、1.7%の増となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

(ア) 道府県分・市町村分の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする「こども子育て費（仮称）」を創設することとしていること。

(イ) 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、地方財政計画に計上することとしている400億円については、引き続き包括算定経費において一括して算定することとしていること。

また、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、該当する算定費目におけるこれらの経費に係る単位費用措置を3%程度引き上げることとしていること。

(ウ) 会計年度任用職員に係る給与改定及び勤勉手当支給に要する経費について、従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費については各算定費目において算定し、その他の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定することとしていること。

(エ) 「地方創生推進費」(1兆円)については、「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において引き続き措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和6年度は「取組の必要度」に応じて3,000億円程度(道府県分980億円程度、市町村分2,020億円程度)、「取組の成果」に応じて3,000億円程度(道府県分1,020億円程度、市町村分1,980億円程度)を算定することとしていること。

算定に当たっては、引き続き成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

(オ) 地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き4,200億円程度を算定することとしていること。

(カ) 地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き2,500億円程度を算定することとしていること。

(キ) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要となる経費を算定することとしていること。

(ク) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかんがりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 定額減税減収補填特例交付金(仮称)について、その75%を算入することとしていること。

- (イ) 固定資産税については、引き続き新型コロナウイルス感染症等に係る生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充等による減収がないものとして算定すること。また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、基準財政収入額に算入しないこと。
- (ウ) 一般的に、道府県分にあつては法人事業税及び特別法人事業譲与税の増、道府県民税所得割及び地方消費税の減が見込まれ、市町村分にあつては固定資産税及び法人事業税交付金の増、市町村民税所得割及び地方消費税交付金の減が見込まれること。
- (エ) 基準財政収入額の見積りに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。
- 特に、地方消費税（交付金）については、清算基準の見直し及び統計数値の更新に対応し、令和6年度に限り、当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とする改正を行うこととしていること。また、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税についても、譲与基準の見直しに対応し、令和6年度に限り、当該年度の航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とする改正を行うこととしていること。
- (オ) 法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講ずることとしているが、法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には減収補填債発行額の75%は精算措置の対象額から除くこととしていること。
- (カ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、震災復興特別交付税において措置されることを踏まえ、引き続きその75%を加算することとしていること。
- ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講ずる前で比較した場合、令和5年度に比し個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、公債費及び事業費補正

を除く。)にあつては、道府県分1.0%程度の増、市町村分1.0%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分0.5%程度の増、市町村分3.0%程度の増と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 令和6年度の特別交付税(震災復興特別交付税を除く。以下同じ。)の総額は、前年度当初予算に比し1.7%の増となっているが、令和5年度補正予算(第1号)による増額後との比較では1.1%の減であるので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、令和5年度において、災害対策等、年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目及び震災復興特別交付税との重複計上がないか等について十分点検いただくほか、このような基礎数値の報告誤りがないよう、事業担当課と連携するとともに、特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上5.3%程度の増になるものと見込まれる。

また、令和6年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりである。

(6) 地方債

令和5年12月22日に公表した令和6年度地方債計画(通常収支分)(別添資料第8)は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は9兆2,184億円（前年度比2,797億円、2.9%減）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は6兆3,103億円（同5,060億円、7.4%減）、公営企業会計等分は2兆9,081億円（同2,263億円、8.4%増）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債4,544億円（前年度比5,402億円、54.3%減）を見込んでおり、そのうち、公的資金については、1,645億円（臨時財政対策債の36.2%）を確保するとともに、市町村（指定都市を除く。）の臨時財政対策債に対しては、原則として全額公的資金を配分することとしていること。
- ② 地方公共団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、こども・子育て支援事業（仮称）を創設することとし、450億円を見込んでいること。
- ③ 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充することとし、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ④ 地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業として、4,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑤ 地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業として、1,100億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑥ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業として、4,320億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑦ 地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業において、対象事業を拡充することとし、900億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑧ 過疎対策事業については、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇等を踏まえ、過疎地域の持続的発展に関する施策に取り組んでいけるよう、5,700億円（前年度比300億円、5.6%増）を見込んでいること。

過疎対策事業におけるハード事業のうち、再生可能エネルギー設備の整備及び公共施設等のZEB化を新たに「脱炭素化推進特別分」として位置

付けるとともに、「雇用創出特別分」、「光ファイバ等整備特別分」及び「公共施設マネジメント特別分」については、対象事業を重点化のうえ継続することとし、他の事業に優先して同意等を行うこととしていること。

また、辺地対策事業については、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇等を踏まえ、辺地に係る公共施設の整備に取り組んでいけるよう、570億円（前年度比30億円、5.6%増）を見込んでいること。

- ⑨ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合（全体の42.7%）を確保していること。

また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。特に、我が国の地方債市場におけるグリーンボンド等のSDGs（ESG）債への関心の高まりを踏まえ、地方公共団体の安定的な資金調達のため、令和6年度も引き続き共同発行方式でグリーンボンド（グリーン共同債）を発行することとしていること。

- ⑩ 財政融資資金については、一般廃棄物処理事業における償還期間を30年以内（うち据置5年以内）に、過疎対策事業（一般廃棄物処理施設）における償還期間（利率見直し方式に限る。）を30年以内（うち据置5年以内）に延長することとしていること。

- ⑪ 地方公共団体金融機構資金については、一般廃棄物処理事業における償還期間を30年以内（うち据置5年以内）に延長することとしていること。

- ⑫ 減債基金への積立てについては、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的に行っていただきたいこと。その際、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることに留意すること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆5,625億円（前年度比21億円、0.1%減）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財政計画における給与改定の影響額については、令和5年人事委員

会勧告に基づき積算した2,900億円程度を計上していること。

- ② 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引上げに伴う一時的な職員数の増等を見込むことにより、14,473人の増としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、児童生徒数の減少等に伴う3,522人の減員に対して、5,660人の改善増及び定年引上げに伴う一時的な増員として4,331人を見込むことにより、全体として6,469人の増員を見込んでいること。

イ 公立高等学校、公立大学校等の教員については、児童生徒数の減少等に伴い、2,619人の減員に対して、定年引上げに伴う一時的な増員として1,048人を見込むことにより、全体として1,571人の減員を見込んでいること。

ウ 警察官については、定年引上げに伴う一時的な増員として509人の増員を行うこととしていること。

エ 消防職員については、消防防災行政の状況等を勘案し、500人の増員とすることに加え、定年引上げに伴う一時的な増員として313人を見込むことにより、全体として813人の増員としていること。

オ 一般職員（アからエを除く職員）については、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増員（769人）や、定年引上げに伴う一時的な増員（3,052人）を見込むことにより、全体として8,253人の増員としていること。

- ③ 退職手当については、令和5年度からの地方公務員の定年引上げ期間中、2年に一度、定年退職者が生じず、支給額が年度間で大幅に増減することとなり、各地方公共団体において、退職手当組合や退職手当基金の活用等によって、退職手当に係る負担を年度間で平準化している実態を踏まえ、前年度は令和5年度と令和6年度の退職手当額を推計した上で、これらの合計の2分の1を計上したが、令和6年度においては改めて令和5年度と令和6年度の退職手当の合計額を推計し、前年度措置額を控除した1兆765億円（前年度比564億円、5.0%減）を計上することとしていること。

- ④ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、こども・子育て政策の強化等による社会保障関係費の増加や会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費等を反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出248億円を減じ、1兆5,861億円（前年度比4,177億円、2.8%増）を計上することとしていること。上記248億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,278億円、都道府県繰入金5,883億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,754億円を合算した1兆4,915億円（前年度比189億円、1.3%増）を計上することとしていること。
- ③ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、令和6年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、全体で前年度比約0.5%減の5兆6,300億円程度を計上することとしていること。また、このうち直轄事業負担金については、5,500億円程度（前年度比約0.4%減）、補助事業費については、5兆800億円程度（前年度比約0.5%減）となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を500億円計上することとしていること。これを含め、全体で前年度比約0.7%増の6兆3,600億円程度を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債を含む地方債の元利償還金が減少することや、令和5年度補正予算（第1号）に係る措置として、令和6年度におけ

る臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源として、令和5年度の普通交付税が1,500億円増額交付されていることも踏まえ、地方財政計画上、前年度の公債費に比し3.2%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案し、地方財政計画上、前年度に比し0.4%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。その際、資本費平準化債の対象拡充に伴い、下水道事業において単年度の企業債元金償還の負担が減少すると見込まれること等を踏まえ、前年度に比し3.2%程度の減を見込むこととしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

ア 補助事業に係る地方負担分、地方単独事業分、地方税等の減収分を措置する震災復興特別交付税については、904億円を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（令和3年9月3日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、算定対象とならない経費等を回答することがないように、適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に

共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として8億円計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費1，700億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

令和6年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として7億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は2億円、公営企業会計等分は5億円を見込んでいる。

(2) 歳出

① 補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る補助事業費2，200億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費及び単独災害復旧事業に要する経費等の地方単独事業費については、122億円を計上することとしている。

③ 地方税等の減収分見合い歳出

東日本大震災の税制上の臨時特例措置等に伴う減収分については、以下のとおり248億円を計上することとしている。

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分（47億円）

イ 条例減免分（8億円）

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分（193億円）

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による収入見込額として80億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として169億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を250億円計

上することとしている。

第6 地方公営企業

- 1 今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各公営企業においては、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 各公営企業においては、中長期的な基本計画である経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、策定済みの経営戦略について、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、令和7年度までの経営戦略の改定に反映すること。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であること。

- (2) 各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、事業の必要性を含め、民営化・民間譲渡、広域化及び民間活用といった抜本的な改革等について検討し、これを推進すること。

水道事業及び下水道事業については、広域化を推進するとともに、ウォーターPPPを含むPPP/PFI手法や民間委託など更なる民間活用を推進すること。なお、広域化については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注など、多様な手法が考えられるところであり、地域の実情に沿った取組を推進すること。

これらの検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（令和5年3月28日総務省公表）を公表しているので、積極的に活用すること。

- (3) 「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和6年1月22日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、重点事業としている簡易水道事業及

び下水道事業については早急に公営企業会計を適用し、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用すること。その際に、次の事項に留意すること。

- ① 公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、令和10年度まで地方財政措置を講ずるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費についても、令和10年度まで地方交付税措置を講ずることとしていること。
- ② 簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に対する地方交付税措置について、公営企業会計の適用を要請している事業は令和6年度決算に基づく算定（令和8年度分算定）から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。
- ③ 資本費平準化債の発行について、公営企業会計の適用を要請している重点事業は令和7年度から、その他の事業は令和11年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。

(4) 各公営企業は、上記の課題に加え、DX・GXの推進等の様々な課題を抱えていることから、こうした課題への対応を検討している公営企業に対し、専門的な知識・ノウハウを提供するためアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を令和6年度も引き続き実施することとしていること。同事業では、DX・GXの取組、経営戦略の改定・経営改善、「公立病院経営強化プラン」の改定及び経営強化の取組、上下水道の広域化、公営企業会計の適用等を支援しているため、各公営企業においては積極的に活用すること。

2 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 公営企業会計の適用の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債の発行可能額の算定において、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を新たに算定対象に加えることとしており、各公営企業において適切に活用すること。
- (2) 病院事業については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき、経営強化の取組を推進すること。

公立病院等の経営強化を推進し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化に伴う機能分担により基幹病院以外の医療施設に

において必要となる既存施設の改修に加え、建替え（当該施設の病床機能転換に必要な部分に限る。）についても新たに病院事業債（特別分）の対象に追加するとともに、医師・看護師等の確保の取組等の支援について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、47万円/㎡から52万円/㎡へ引き上げることとし、令和5年度の病院事業債から適用することとしていること。

不採算地区病院等については、コロナ禍の影響が縮小して以降も、患者数の減少による収益減、職員給与費・材料費等の費用増により厳しい経営が続いていることや医師の働き方改革が経営に与える影響等を踏まえ、令和3年度から実施している特別交付税措置の基準額の引上げ措置を令和6年度においても継続することとしていること。

- (3) 水道事業については、各都道府県において策定した「水道広域化推進プラン」に基づき、都道府県のリーダーシップの下で同プランに基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、同プランの充実を図ること。

広域化に伴う施設の整備費等や都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

また、水道管路の計画的な耐震化を推進するため、水道管路耐震化事業に対する地方財政措置について、対象となる上積事業費の算出方法を見直した上で、5年間延長することとしていること。

- (4) 下水道事業については、各都道府県において策定した「広域化・共同化計画」に基づき、都道府県のリーダーシップの下で同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、同計画の充実を図ること。

広域化・共同化に伴う施設の整備費等や都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

- (5) 交通事業については、これまで、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資金不足に対し、令和5年度までは特別減収対策企業債で対応してきたところであるが、依然としてテレワークの普及等の影響を受け、コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱えることから、改定経営戦略等に基づき策定する計画により、適切に経営改善に取り組む地方公共団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、新たに交通事業債（経営

改善推進事業)を創設することとしていること。

(注釈) この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

- 1 「地方交付税措置」 …… 次のいずれかの措置(3に該当するものを除く。)
 - (1) 普通交付税措置
 - (2) 普通交付税措置及び特別交付税措置
- 2 「特別交付税措置」 …… 特別交付税措置(3に該当するものを除く。)
- 3 「地方財政措置」 …… 地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等(併せて、1又は2の措置が講じられる場合を含む。)
- 4 「第三セクター等」 …… 第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体

令和6年度予算編成の基本方針

令和5年12月8日
閣議決定

1. 基本的考え方

- ① 我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えている。
他方、賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費は依然力強さを欠いている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台半ばの低い水準で推移しているという課題もある。
- ② こうした中、政府は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を策定した。この対策は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るものである。
3年程度の「変革期間」を視野に入れ、我が国経済を熱量あふれる新たなステージへと移行させるためのスタートダッシュと位置付けられている。
- ③ 今後の経済財政運営に当たっては、まず、この対策を速やかに実行し、政策効果を国民一人一人、全国津々浦々に届け、デフレから完全脱却するとともに、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、民需主導の持続的な成長、そして、「成長と分配の好循環」の実現を目指す。
人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する中で、包摂社会の実現に取り組むとともに、国民の安全・安心の確保に万全を期し、経済社会の持続可能性を担保することを目指す。

- ④ 持続的で構造的な賃上げの実現を目指し、引き続き、リ・スキリングによる能力向上の支援など、三位一体の労働市場改革、地域の中堅・中小企業、小規模事業者を含め、賃上げに向けた環境整備を進める。中小企業等の価格転嫁の円滑化、資金繰り、経営改善・再生等の支援を行う。

供給力の強化に向けて、科学技術の振興及びイノベーションの促進、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋や宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組む。

- ⑤ 若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を推進し、少子化対策・こども政策を抜本的に強化する。

多様性が尊重され、全ての人が力を発揮できる包摂社会の実現を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍の推進、高齢者活躍の推進、認知症施策、障害者の社会参加や地域移行の推進、就職氷河期世代への支援、孤独・孤立対策等に取り組む。

- ⑥ 令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。

- ⑦ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）に基づき、デジタル技術の活用によって、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとともに、地方活性化に向けた基盤づくりを推進し、地方創生につなげる。

アナログを前提とした行財政の仕組みを全面的に改革する「デジタル行財政改革」を起動・推進する。人口減少の下でも、従来以上に質の高い公共サービスを効率的に提供するため、利用者起点に立って、教育、交通、介護、子育て・児童福祉等の分野において、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革を推進する。

- ⑧ 質の高い公教育の再生、文化・芸術・スポーツの振興、農林水産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現、2025年大阪・関西万博に向けた着実な準備等に取り組む。
- ⑨ 防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進するとともに、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく取組が進められるよう、施策の実施状況の調査など、「実施中期計画」の策定に向けた検討を進める。
東日本大震災からの復興・創生に取り組む。ALPS処理水に関し、引き続き、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信を行う。
- ⑩ ロシアのウクライナ侵略など、国際秩序が重大な挑戦にさらされる中において、G7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果も踏まえ、グローバル・サウスとの連携の強化を含め、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持のための外交を積極的に展開する。
国民の生命と我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、令和5年度から令和9年度までの5年間で43兆円程度の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現する。
- ⑪ 国際環境の不確実性が高まり、グローバル・サプライチェーンの再編が進展する中、高い技術力を持つ我が国として、投資の促進を通じ重要物資の供給力を高め、ショックに対してより強靱な経済社会構造を確立する。
半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成など、経済安全保障を推進するとともに、食料安全保障及びエネルギー安全保障を強化する。
- ⑫ 経済財政運営においては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。
賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していく。
政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

2. 予算編成についての考え方

- ① 令和6年度予算は、令和5年度補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定。以下「骨太方針2023」という。）に沿って編成する。

足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、

- ・ 人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速
- ・ 防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保
- ・ 防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う。

- ② その際、骨太方針2023で示された「本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。

- ③ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2023を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、EBPM¹やPDCA²の取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

¹ Evidence Based Policy Making の略称。証拠に基づく政策立案をいう。

² 企画立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）をいう。

令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

（令和5年12月21日
閣議了解）

1. 令和5年度の経済動向及び令和6年度の経済見通し

(1) 令和5年度及び令和6年度の主要経済指標

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	566.5	597.5	615.3	2.3	1.5	5.5	1.6	3.0	1.3
民間最終消費支出	315.8	324.9	336.4	5.9	2.7	2.9	0.1	3.5	1.2
民間住宅	21.8	21.9	22.2	1.5	▲ 3.4	0.4	0.6	1.3	▲ 0.3
民間企業設備	96.9	100.1	104.8	7.8	3.4	3.3	0.0	4.7	3.3
民間在庫変動 ()内は寄与度	3.6	2.5	2.1	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(0.0)
財貨・サービスの輸出	123.2	130.2	136.8	18.7	4.7	5.6	3.2	5.0	3.0
(控除)財貨・サービスの輸入	146.2	137.0	144.7	32.3	7.1	▲ 6.3	▲ 2.6	5.6	3.4
内需寄与度				5.3	2.0	2.6	0.2	3.2	1.4
民需寄与度				4.8	2.0	2.0	▲ 0.0	2.7	1.2
公需寄与度				0.5	▲ 0.0	0.6	0.2	0.4	0.2
外需寄与度				▲ 2.9	▲ 0.5	2.8	1.4	▲ 0.2	▲ 0.1
国民総所得	600.6	633.6	653.8	3.1	0.4	5.5	2.9	3.2	1.4
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度			%	%程度	%程度	
労働力人口	6,906	6,928	6,933			0.1	0.3	0.1	
就業者数	6,728	6,749	6,759			0.3	0.3	0.2	
雇用者数	6,048	6,089	6,101			0.6	0.7	0.2	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.6	2.6	2.5						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 0.3	▲ 0.8	2.3						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	9.5	2.0	1.6						
消費者物価指数・変化率	3.2	3.0	2.5						
GDPデフレーター・変化率	0.8	3.8	1.7						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度			%	%程度	%程度	
貿易・サービス収支	▲ 23.4	▲ 8.9	▲ 10.9						
貿易収支	▲ 18.0	▲ 3.9	▲ 3.7						
輸出	99.7	101.8	107.4			16.4	2.1	5.4	
輸入	117.7	105.7	111.1			35.0	▲ 10.2	5.0	
経常収支	8.3	22.7	23.1						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	1.5	3.8	3.7						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(2) 令和5年度の経済動向

我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えている。

他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついていない。個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台の低い水準で推移しているという課題もある。

このため、政府は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和5年度補正予算を迅速かつ着実に執行するなど、当面の経済財政運営に万全を期す。

こうした中、令和5年度の我が国経済については、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は5.5%程度、消費者物価（総合）は3.0%程度の上昇率になると見込まれる。

(3) 令和6年度の経済見通し

令和6年度については、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。

令和6年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は3.0%程度、消費者物価（総合）は2.5%程度の上昇率になると見込まれる。

ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要がある。

① 実質国内総生産（実質GDP）

(i) 民間最終消費支出

所得環境が改善する中で、定額減税等の効果もあって、増加する（対前年度比1.2%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

総合経済対策等の効果が下支えとなるものの、資材価格の高止まり等の影

響により、減少する（対前年度比 0.3%程度の減）。

(iii) 民間企業設備投資

企業の高い投資意欲の下、総合経済対策等の効果もあって、増加する（対前年度比 3.3%程度の増）。

(iv) 公需

総合経済対策に伴う政府支出等により、増加する（実質GDP成長率に対する公需の寄与度 0.2%程度）。

(v) 外需（財貨・サービスの純輸出）

世界経済の緩やかな回復に伴い輸出が増加する一方で、国内需要の増加に伴い輸入が増加することにより、減少する（実質GDP成長率に対する外需の寄与度▲0.1%程度）。

② 実質国民総所得（実質GNI）

海外からの所得増加が見込まれることにより、実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比 1.4%程度の増）。

③ 労働・雇用

民間需要主導の成長が進む中で、雇用者数は増加し（対前年度比 0.2%程度の増）、完全失業率は低下する（2.5%程度）。

④ 鉱工業生産

国内需要や輸出が増加することから、増加する（対前年度比 2.3%程度の増）。

⑤ 物価

消費者物価（総合）上昇率は、輸入コスト上昇に伴う価格転嫁が一巡するものの、民間需要主導の成長が進む中で、2.5%程度となる。GDPデフレーターについては、対前年度比 1.7%程度の上昇となる。

⑥ 国際収支

所得収支の黒字が続く中、経常収支の黒字はおおむね横ばいで推移する（経常収支対名目GDP比 3.7%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和6年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度
世界GDP（日本を除く。）の 実質成長率（%）	2.5	2.8	3.0
円相場（円／ドル）	135.5	145.4	149.8
原油輸入価格（ドル／バレル）	102.5	87.5	89.1

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和5年11月1日～11月30日の期間の平均値（149.8円／ドル）で、同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和5年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（89.1ドル／バレル）で、同年12月以降一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体を成すものであること、また、国際環境の変化等には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数は、ある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 令和6年度の経済財政運営の基本的態度

令和6年度の経済財政運営に当たっては、引き続き、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることによって、民間需要主導の持続的な成長とデフレからの脱却、「成長と分配の好循環」の実現を目指す。

まずは、総合経済対策を着実に実行し、物価高対策とともに、国民の可処分所得を下支えするための対策を講じる。また、持続的で構造的な賃上げの実現に向け、その環境整備や中小企業等の価格転嫁の円滑化、リ・スキリングによる能力向上の支援など、三位一体の労働市場改革等に取り組む。

併せて、生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を高めるための国内投資の拡大を促進する。科学技術の振興及びイノベーションの促進、グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)、半導体・AI等の分野での投資促進、新技術の社会実装、海洋や宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組む。

人口減少の中でも持続的に成長できる経済構造の構築に向けて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)を推進するとともに、「デジタル行財政改革」を起動・推進し、利用者起点に立って、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革に取り組む。

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)に基づき、少子化対策・こども政策の抜本強化を図るとともに、包摂社会の実現に取り組む。

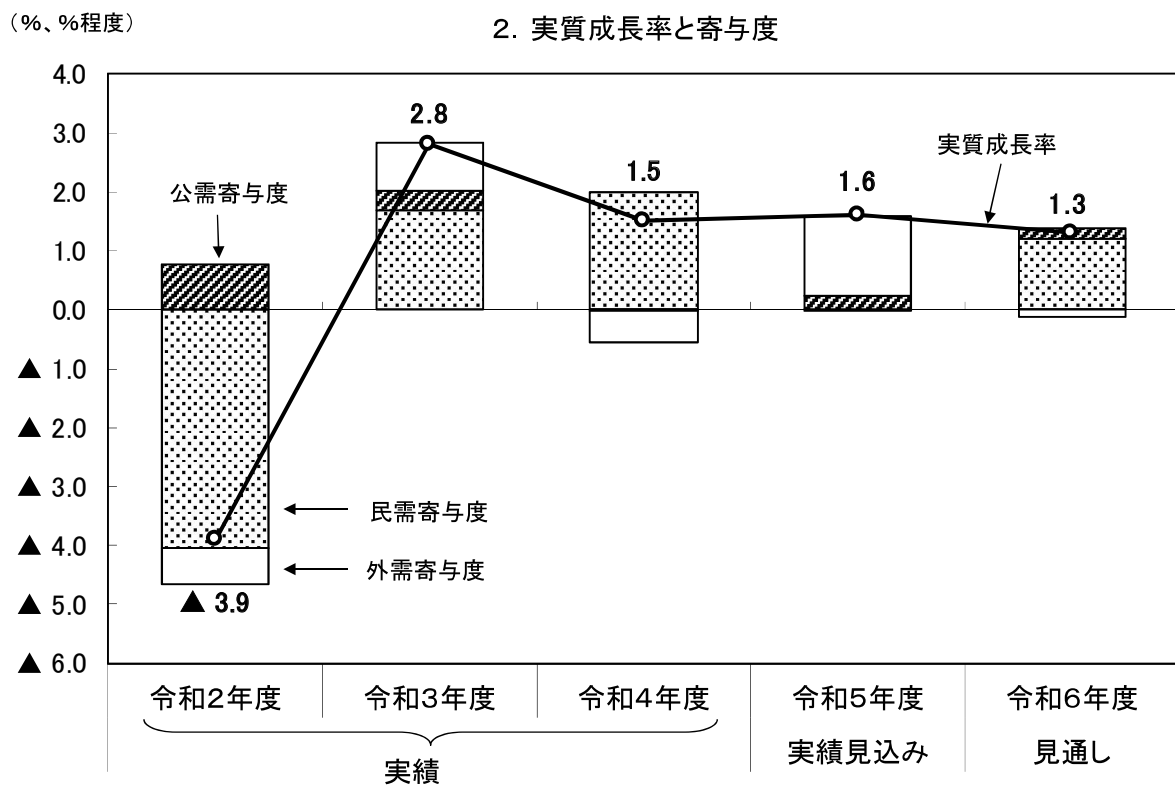
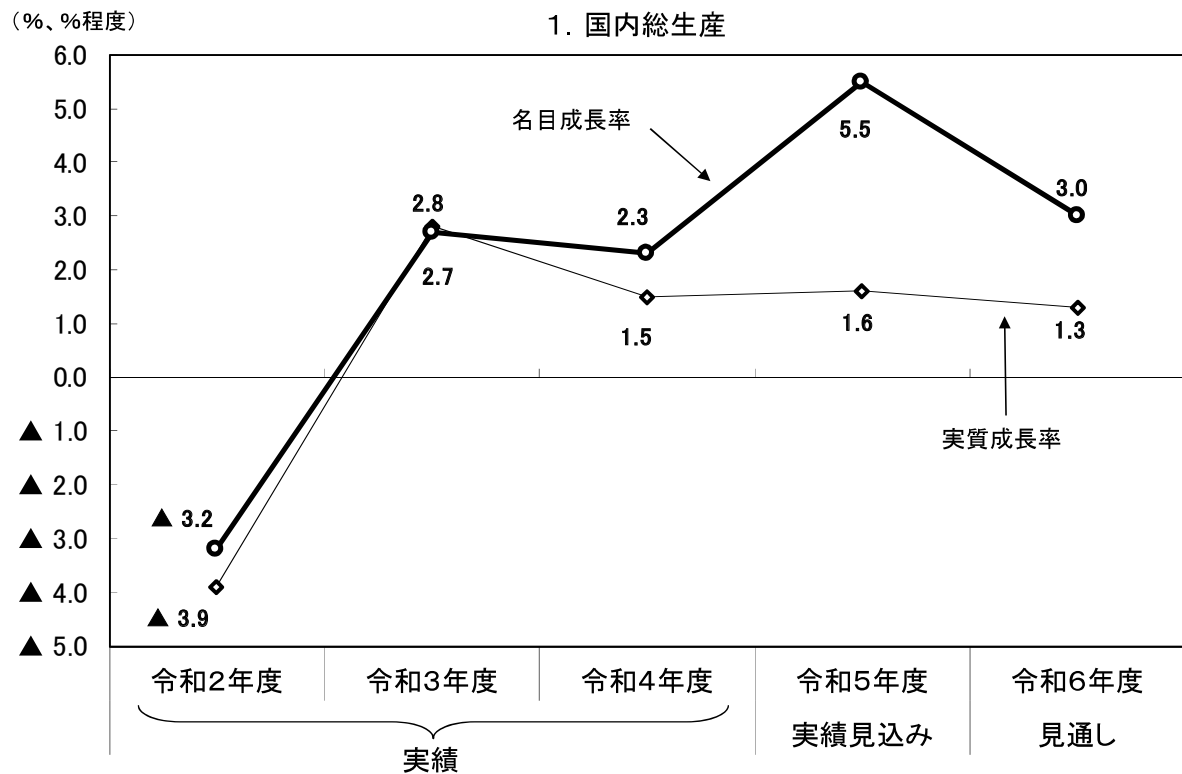
防災・減災、国土強靱化の取組、防衛力の抜本的強化、経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化など、国民の安全・安心確保のための取組を推進する。

経済財政運営においては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していく。政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。データを活用したEBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出(ワイズスペンディング)を徹底する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

(参考)

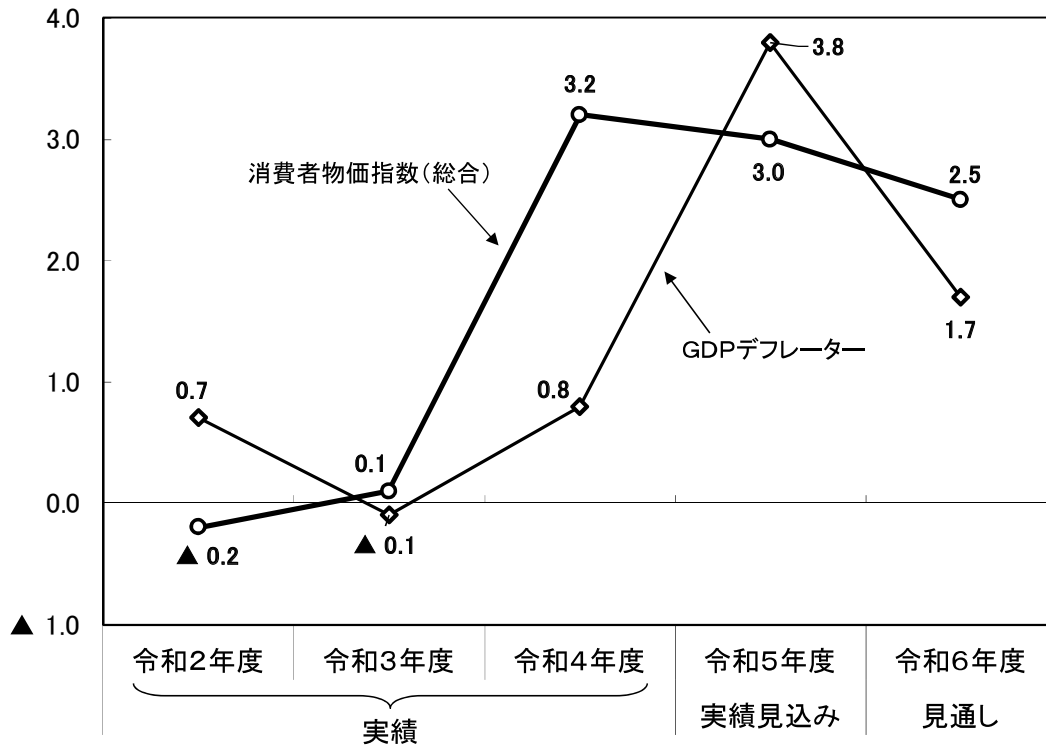
主な経済指標



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。

(%、%程度)

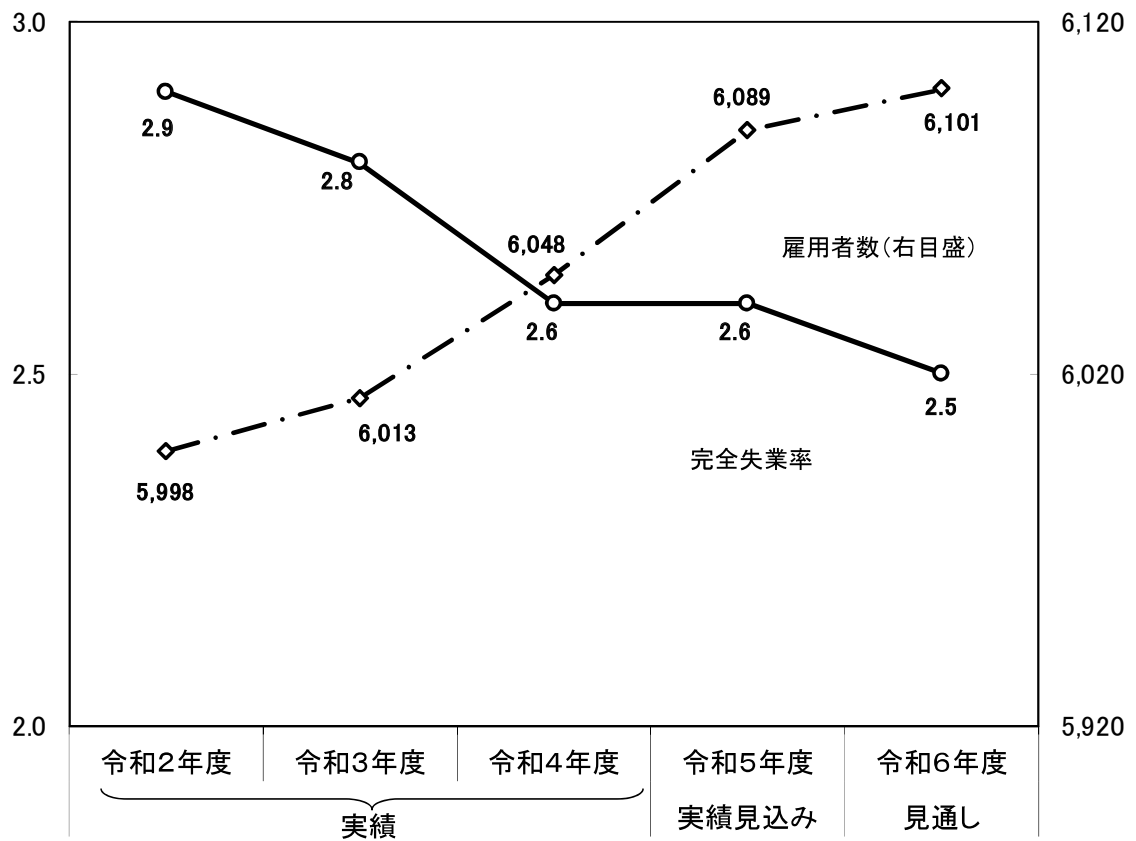
3. 物価関係指数の変化率



(%、%程度)

4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



令和6年度一般会計歳入歳出概算の変更について

（令和6年1月16日
閣議決定）

令和6年度一般会計歳入歳出概算（令和5年12月22日閣議決定）
について、別紙のとおり変更する。

令和 6 年度 一般会計歳入歳出概算

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和 6 年度 概算額 (B) < 1 月 16 日 >	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	694,400	696,080	1,680	0.2
2. そ の 他 収 入	93,182	75,147	△ 18,035	△ 19.4
3. 公 債 金	356,230	354,490	△ 1,740	△ 0.5
(1) 公 債 金	65,580	65,790	210	0.3
(2) 特 例 公 債 金	290,650	288,700	△ 1,950	△ 0.7
合 計	1,143,812	1,125,717	△ 18,095	△ 1.6
歳 出				
1. 一 般 歳 出	727,317	677,764	△ 49,554	△ 6.8
2. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	163,992	177,863	13,871	8.5
3. 国 債 費	252,503	270,090	17,587	7.0
合 計	1,143,812	1,125,717	△ 18,095	△ 1.6

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和6年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	令和6年度 概算額 (B) <1月16日>	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
皇 室 費	67	101	34	51.2
国 会	1,282	1,300	18	1.4
裁 判 所	3,222	3,310	88	2.7
会 計 検 査 院	158	163	5	2.9
内 閣	1,064	1,115	50	4.7
内 閣 府	48,983	50,671	1,688	3.4
内 閣 本 府 等	46,081	47,865	1,783	3.9
警 察 庁	2,902	2,806	△ 95	△ 3.3
デ ジ タ ル 庁	4,951	4,964	13	0.3
総 務 省	168,625	182,107	13,482	8.0
うち地方交付税交付金等	(163,992)	(177,863)	(13,871)	(8.5)
法 務 省	7,250	7,405	155	2.1
外 務 省	7,434	7,257	△ 177	△ 2.4
財 務 省	299,763	282,777	△ 16,986	△ 5.7
う ち 国 債 費	(252,503)	(270,090)	(17,587)	(7.0)
文 部 科 学 省	52,941	53,384	443	0.8
厚 生 労 働 省	331,408	338,191	6,782	2.0
農 林 水 産 省	20,937	20,933	△ 3	△ 0.0
経 済 産 業 省	8,809	8,695	△ 114	△ 1.3
国 土 交 通 省	60,778	60,965	187	0.3
環 境 省	3,259	3,207	△ 52	△ 1.6
防 衛 省	67,880	79,172	11,292	16.6
原油価格・物価高騰対策及び 賃上げ促進環境整備対応予備 費	40,000	10,000	△ 30,000	△ 75.0
ウクライナ情勢経済緊急対応 予備費	10,000	—	△ 10,000	—
予 備 費	5,000	10,000	5,000	100.0
合 計	1,143,812	1,125,717	△ 18,095	△ 1.6

(注) 前年度予算額は、6年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

令和6年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	令和6年度 概算額 (B) < 1月16日 >	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
社会保険関係費	368,687	377,193	8,506	2.3
文教及び科学振興費	54,158	54,716	558	1.0
うち科学技術振興費	(13,942)	(14,092)	(150)	(1.1)
国 債 費	252,503	270,090	17,587	7.0
恩給関係費	970	771	△ 198	△ 20.5
地方交付税交付金等	163,992	177,863	13,871	8.5
防衛関係費	101,686	79,172	△ 22,514	△ 22.1
下記繰入除く	67,880	79,172	11,292	16.6
防衛力強化資金繰入	33,806	—	△ 33,806	—
公共事業関係費	60,801	60,828	26	0.0
経済協力費	5,114	5,041	△ 73	△ 1.4
中小企業対策費	1,704	1,693	△ 11	△ 0.6
エネルギー対策費	8,540	8,329	△ 210	△ 2.5
食料安定供給関係費	12,654	12,618	△ 36	△ 0.3
その他の事項経費	58,004	57,402	△ 602	△ 1.0
原油価格・物価高騰対策及び賃 上げ促進環境整備対応予備費	40,000	10,000	△ 30,000	△ 75.0
ウクライナ情勢経済緊急対応予 備費	10,000	—	△ 10,000	—
予 備 費	5,000	10,000	5,000	100.0
合 計	1,143,812	1,125,717	△ 18,095	△ 1.6

(注) 前年度予算額は、6年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

(参考)

令和6年度一般会計歳入歳出概算（変更前後比較）

(単位 億円)

区 分	令和6年度 概算額（A） < 12月22日 >	令和6年度 概算額（B） < 1月16日 >	比較増△減額 （B-A）
歳 入			
1. 租 税 及 印 紙 収 入	696,080	696,080	—
2. そ の 他 収 入	75,147	75,147	—
3. 公 債 金	349,490	354,490	5,000
(1) 公 債 金	65,790	65,790	—
(2) 特 例 公 債 金	283,700	288,700	5,000
合 計	1,120,717	1,125,717	5,000
歳 出			
1. 一 般 歳 出	672,764	677,764	5,000
2. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	177,863	177,863	—
3. 国 債 費	270,090	270,090	—
合 計	1,120,717	1,125,717	5,000

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(参考)

令和6年度一般会計歳出概算所管別内訳（変更前後比較）

(単位 億円)

所 管 別	令 和 6 年 度 概 算 額 (A) < 12 月 22 日 >	令 和 6 年 度 概 算 額 (B) < 1 月 16 日 >	比 較 増 △ 減 額 (B - A)
皇 室 費	101	101	—
国 会	1,300	1,300	—
裁 判 所	3,310	3,310	—
会 計 検 査 院	163	163	—
内 閣	1,115	1,115	—
内 閣 府	50,671	50,671	—
内 閣 本 府 等	47,865	47,865	—
警 察 庁	2,806	2,806	—
デ ジ タ ル 庁	4,964	4,964	—
総 務 省	182,107	182,107	—
うち地方交付税交付金等	(177,863)	(177,863)	(—)
法 務 省	7,405	7,405	—
外 務 省	7,257	7,257	—
財 務 省	282,777	282,777	—
うち国債費	(270,090)	(270,090)	(—)
文 部 科 学 省	53,384	53,384	—
厚 生 労 働 省	338,191	338,191	—
農 林 水 産 省	20,933	20,933	—
経 済 産 業 省	8,695	8,695	—
国 土 交 通 省	60,965	60,965	—
環 境 省	3,207	3,207	—
防 衛 省	79,172	79,172	—
原油価格・物価高騰対策及び 賃上げ促進環境整備対応予備 費	10,000	10,000	—
ウクライナ情勢経済緊急対応 予備費	—	—	—
予 備 費	5,000	10,000	5,000
合 計	1,120,717	1,125,717	5,000

(参考)

令和6年度一般会計歳出概算主要経費別内訳（変更前後比較）

（単位 億円）

事 項	令和6年度 概算額（A） < 12月22日 >	令和6年度 概算額（B） < 1月16日 >	比較増△減額 （B－A）
社会保障関係費	377,193	377,193	—
文教及び科学振興費	54,716	54,716	—
うち科学技術振興費	(14,092)	(14,092)	(—)
国債費	270,090	270,090	—
恩給関係費	771	771	—
地方交付税交付金等	177,863	177,863	—
防衛関係費	79,172	79,172	—
下記繰入除く	79,172	79,172	—
防衛力強化資金繰入	—	—	—
公共事業関係費	60,828	60,828	—
経済協力費	5,041	5,041	—
中小企業対策費	1,693	1,693	—
エネルギー対策費	8,329	8,329	—
食料安定供給関係費	12,618	12,618	—
その他の事項経費	57,402	57,402	—
原油価格・物価高騰対策及び賃 上げ促進環境整備対応予備費	10,000	10,000	—
ウクライナ情勢経済緊急対応予 備費	—	—	—
予備費	5,000	10,000	5,000
合 計	1,120,717	1,125,717	5,000

令和6年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

資料4

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
地方譲与税	427,329 億円	428,751 億円	▲ 0.3 %
地方特例交付金	27,293 億円	26,001 億円	5.0 %
地方交付税	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %
地方債	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %
うち臨時財政対策債	63,103 億円	68,163 億円	▲ 7.4 %
うち旧・復興財源	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %
うち一般財源	▲ 8 億円	▲ 3 億円	166.7 %
うち一般財源	▲ 169 億円	60 億円	▲ 381.7 %
歳入	計約 936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %
「一般財源」	656,980 億円	650,535 億円	1.0 %
(水準超経費を除く交付団体ベース)	627,180 億円	621,635 億円	0.9 %

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
給与関係手当	費約 202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
退職職手当	外約 191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
退職手当	当約 10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
一般行政経費	費約 436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
うち補助	分約 251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
うち単独	分約 153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
公債	費約 109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %
維持補修費	費約 15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %
うち緊急浚渫推進事業費	費約 1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
投資的経費	費約 119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %
うち直轄・補助	分約 56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %
うち単独	分約 63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %
うち緊急防災・減災事業費	費約 5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等適正管理推進事業費	費約 4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	費約 4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
うち脱炭素化推進事業費	費約 1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
うち子ども・子育て支援事業費(仮称)	500 億円	- 億円	皆増
公営企業繰出金	約 23,200 億円	23,974 億円	約 ▲ 3.2 %
うち企業債償還費普通会計負担分	約 13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %
水準超経費	費約 29,800 億円	28,900 億円	約 3.1 %
歳出	計約 936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %
(水準超経費を除く交付団体ベース)	約 906,600 億円	891,450 億円	約 1.7 %
地方一般歳出	約 784,600 億円	764,839 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

令和6年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
国庫支出金	約 1,700 億円	約 1,632 億円	約 4.2 %
地方債	2 億円	9 億円	▲ 77.8 %
一般財源充当分	8 億円	3 億円	166.7 %
計	約 2,600 億円	約 2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
直轄・補助事業費	約 2,200 億円	約 2,173 億円	約 1.2 %
地方単独事業費	370 億円	405 億円	▲ 8.6 %
うち地方税等の減収分見合い歳出	248 億円	281 億円	▲ 11.7 %
計	約 2,600 億円	約 2,647 億円	約 ▲ 1.8 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
地方税	80 億円	646 億円	▲ 87.6 %
財源充当分	169 億円	▲ 60 億円	▲ 381.7 %
雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
公債費	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料6

令和6年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区 分	令和6年度 当初予算額 A	令和5年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 B	補 正 額 C	補 正 後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所 得 税 (ア)	179,050	210,480	2,470	212,950	-31,430	-33,900	-14.9%	-15.9%
	法 人 税 (イ)	170,460	146,020	600	146,620	24,440	23,840	16.7%	16.3%
	酒 税 (ウ)	12,090	11,800	-	11,800	290	290	2.5%	2.5%
	消 費 税 (エ)	238,230	233,840	-3,920	229,920	4,390	8,310	1.9%	3.6%
一 般 会 計	(ア)×33.1%	59,266	69,669	818	70,486	-10,403	-11,221	-14.9%	-15.9%
	(イ)×33.1%	56,422	48,333	199	48,531	8,090	7,891	16.7%	16.3%
	(ウ)×50%	6,045	5,900	-	5,900	145	145	2.5%	2.5%
	(エ)×19.5%	46,455	45,599	-764	44,834	856	1,620	1.9%	3.6%
	小 計	168,188	169,500	252	169,752	-1,313	-1,564	-0.8%	-0.9%
	令和4年度国税4税決算精算分	-	-	7,568	7,568	-	-7,568	-	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分	-449	-449	-	-449	-	-	0.0%	0.0%
	過年度補正予算精算分	-4,684	-7,383	-	-7,383	2,699	2,699	-36.6%	-36.6%
	小 計(法定率分等)	163,055	161,669	7,820	169,489	1,386	-6,433	0.9%	-3.8%
	既往法定加算等	3,488	154	-	154	3,334	3,334	2164.9%	2164.9%
	臨時財政対策特別加算額	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
	計 (一般会計繰入れ)	166,543	161,823	7,820	169,643	4,720	-3,099	2.9%	-1.8%
	特 別 会 計	地方法人税法定率分	19,750	18,919	102	19,021	831	729	4.4%
令和4年度地方法人税決算精算分		-	-	662	662	-	-662	-	皆減
平成28年度地方法人税決算精算分		-0	-0	-	-0	-	-	0.0%	0.0%
返 還 金		0	0	-	0	0	0	411.9%	411.9%
特別会計借入金償還額		-5,000	-13,000	3,000	-10,000	8,000	5,000	-61.5%	-50.0%
特別会計借入金利子充当分		-1,965	-572	-	-572	-1,393	-1,393	243.5%	243.5%
特別会計剰余金の活用		500	1,200	-	1,200	-700	-700	-58.3%	-58.3%
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用		2,000	1,000	-1,000	-	1,000	2,000	100.0%	皆増
前年度からの繰越金		4,843	14,242	-	14,242	-9,399	-9,399	-66.0%	-66.0%
翌年度への繰越金		-	-	-4,843	-4,843	-	4,843	-	皆減
計	186,671	183,611	5,742	189,353	3,060	-2,682	1.7%	-1.4%	
地 方 交 付 税	合 計	186,671	183,611	5,742	189,353	3,060	-2,682	1.7%	-1.4%
	内 普 通 交 付 税	175,470	172,594	5,436	178,030	2,876	-2,560	1.7%	-1.4%
	内 特 別 交 付 税	11,200	11,017	305	11,322	184	-122	1.7%	-1.1%

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料7

令和6年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交付金名	6年度	5年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	486.8	516.0	△ 29.2	△ 5.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	299.4	299.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	76.0	76.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,122.9	1,052.1	70.8	6.7
特定防衛施設周辺整備調整交付金	413.2	407.7	5.5	1.3
石油貯蔵施設立地対策等交付金	52.0	52.5	△ 0.5	△ 1.0

令和6年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	15,889	△ 95	△ 0.6
2 公営住宅建設事業	1,082	1,089	△ 7	△ 0.6
3 災害復旧事業	1,119	1,126	△ 7	△ 0.6
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705	17.2
(1) 学校教育施設等	2,119	1,682	437	26.0
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,254	981	273	27.8
(4) 一般補助施設等	538	541	△ 3	△ 0.6
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,845	27,387	△ 542	△ 2.0
(1) 一般	2,493	2,485	8	0.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	3,800	4,800	△ 1,000	△ 20.8
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	-	450	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,270	5,940	330	5.6
(1) 辺地対策	570	540	30	5.6
(2) 過疎対策	5,700	5,400	300	5.6
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	57,068	56,684	384	0.7
二 公営企業債				
1 水道事業	6,356	6,035	321	5.3
2 工業用水道事業	392	297	95	32.0
3 交通事業	1,763	1,719	44	2.6
4 電気事業・ガス事業	241	333	△ 92	△ 27.6
5 港湾整備事業	577	619	△ 42	△ 6.8
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	4,598	383	8.3
7 市場事業・と畜場事業	386	287	99	34.5
8 地域開発事業	1,290	919	371	40.4
9 下水道事業	13,686	12,649	1,037	8.2
10 観光その他事業	100	95	5	5.3
計	29,772	27,551	2,221	8.1
合 計	86,840	84,235	2,605	3.1

(単位：億円、%)

項 目		令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(350)	(265)	(85)	(32.1)
総 計		(350)	(265)	(85)	(32.1)
		92,184	94,981	△ 2,797	△ 2.9
内	普 通 会 計 分	63,103	68,163	△ 5,060	△ 7.4
訳	公 営 企 業 会 計 等 分	29,081	26,818	2,263	8.4
資 金 区 分					
公 的 資 金		39,408	40,644	△ 1,236	△ 3.0
財 政 融 資 資 金		23,252	24,228	△ 976	△ 4.0
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		16,156	16,416	△ 260	△ 1.6
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(350)	(265)	(85)	(32.1)
民 間 等 資 金		52,776	54,337	△ 1,561	△ 2.9
市 場 公 募		33,100	34,100	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受		19,676	20,237	△ 561	△ 2.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資料9

令和6年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一般職	公立学校		警 察		市町村 一般職	
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職		
長期	給料	132.2638%	115.6973%		141.5597%		128.1269%	
	期末手当等	99.0953%						
	公経済	39.6%						
追 加 費 用		23.9%	29.0%	20.3%	25.1%	22.3%	14.4%	
短期	給料	78.20%	68.23%		77.99%		77.48%	
	短期+福祉	65.92%	56.08%		66.07%		65.49%	
	育休介護手当金	0.95%	1.34%		0.60%		0.96%	
	介護納付金	11.33%	10.81%		11.32%		10.90%	
	特別財政調整	—	—		—		0.13%	
	期末手当等	58.46%	57.14%		55.34%		59.84%	
	短期+福祉	49.39%	48.03%		46.24%		50.65%	
	育休介護手当金	0.71%	1.15%		0.42%		0.74%	
	介護納付金	8.36%	7.96%		8.68%		8.35%	
	特別財政調整	—	—		—		0.10%	
	事 務 費		240円	240円		240円		12,240円

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	16.3/100	29.3/100	29.3/100
事 務 費	19,681円	11,900円	13,731円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

令和6年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100
一	一般会計債					
	公営住宅建設事業	1	8	△	7	△ 87.5
	災害復旧事業	1	1		0	0.0
	一般単独事業	1	1		0	0.0
	公営企業債					
	水道事業	4	3		1	33.3
	国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)
	総 計	(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)
		7	13	△	6	△ 46.2
内訳	普通会計分	2	9	△	7	△ 77.8
	公営企業会計等分	5	4		1	25.0
資金区分	公的資金					
	財政融資資金	6	10	△	4	△ 40.0
	地方公共団体金融機構資金	1	3	△	2	△ 66.7
	(国の予算等貸付金)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。